

STOP! 転倒災害 プロジェクト in 栃木

転ぶことを軽く考えていませんか？

～いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる **転倒災害**～

労働災害で最多を
占め、年々増加中!!

1

すべりやすい場所での対策

全員参加で



ゼロ災ヨシ!

- 床面を水清掃する場合など水や油を使用する場所では、床面が水や油で滑りやすくなり、転倒の危険性が非常に高くなります。
次のような点に留意して転倒災害を防止しましょう。

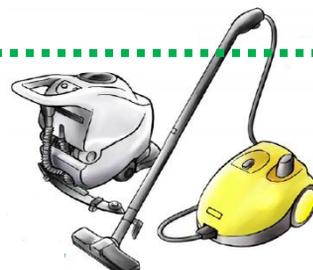
床面の施工による対策



- 床材が損耗した箇所は、**凹凸**によって水たまりが出来、滑りやすくなるので、補修すること。
- 床材**を、濡れても滑りにくい材質に更新すること。
また損耗しづらいよう丈夫な材質にすること。
- 掃除の際の水が他の区画まで流れていかないよう、**排水溝**を増設すること。

掃除機の選定等による対策

- 前方で床洗浄をし、後方で水を切るタイプの掃除機を導入すること。
- 余分な水の出にくい、スチームクリーナー等を導入すること。



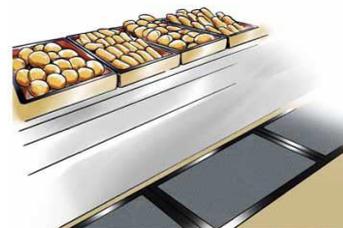
作業方法等による対策



- 転倒防止に有効**（サイズ、屈曲性、重量、つま先の高さ、フィット感）**な靴**を履くこと。
- 排水溝のフタ等は速やかに**復旧**すること。
- 足元**を確認しながら歩行すること。

油脂等によりすべりやすい場所における対策

- 床に油脂がたまりやすい場所は**通行しない**ようすること。
- 油脂等が他の場所に流れることのないよう**遮断措置**を講じること。
- 作業場所そのものがたまりやすい場合には、**吸湿性のあるマット**を敷くなどの措置を講じること。
- 定期的に**清掃**すること。



栃木労働局・労働基準監督署



- 転倒災害の原因の一つに安全な通路が確保されていないことが挙げられます。**整理・整頓・清潔・清掃**の**4S活動**を進め、常に**安全な通路を確保**する意識づけ（しつけ）を行うこと（**5S**）が大切です。
- 「安全な通路の確保」は労働安全衛生規則第540条、「作業場の床面におけるつまずき、すべり等の危険の除去と安全状態の保持」は同規則第544条にも定められています。

整理整頓と物の置き場所等

- 番重（コンテナ）や製品の箱等は、置き場所を定め、**通行**や**見通し**に支障のないようにすること。
- 包丁などの用具や工具を作業台の端部からはみ出しで置かないようにすること。
- **積み上げ高さの上限**を定め、崩壊・倒壊のおそれのないようにすること。



特に転倒原因になりやすい物

- （カゴ）**台車類**は、足をかけた際に転倒の原因となりやすいので、**仮置き場所を区画表示**などで指定し、通行の妨げとならないようにすること。
- 機械類の**電気コード**は、つまずきの原因となりやすいので、固定または、通行の妨げとならないように**配線**をすること。特に**可動式の機械類**の電気コードの配線に留意すること。



- コンベア類をまたぐための**渡り階段**については、荷物の運搬も考慮の上、通行に十分な**横幅**と通行しやすい**傾斜角度**を確保すること。また、**手すり**の設置等、墜落・転落の防止措置を講ずること。



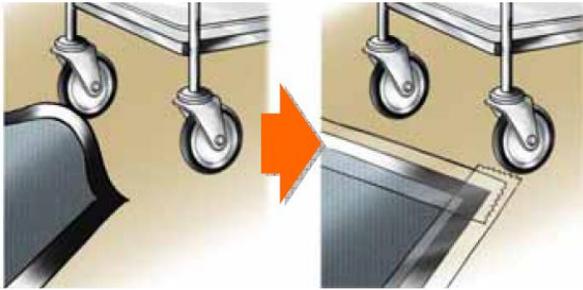
段差によるつまずき災害対策

- 段差によるつまずき災害を防止するためには、段差そのものをなくすることが何よりですが、それができない場合には、**段差に三角スロープ**を設置し、スロープを**黄色と黒の縞模様**に**塗装**し、他の床面と明確に区別すること。





足拭きマットへのつまずきに注意しましょう。



- **足拭きマット**は油脂等を吸収してくれる反面、つまずきやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- 特に**波打った状態のマット**は、足やカートの車輪等をつまずかせる原因になります。
- マットの周囲を**テープで固定するなど**、つまずき防止の対策を行いましょう。

スイングドア付近の出会い頭に注意しましょう。



- スイングドアの付近は出会い頭の衝突を招きやすく、転倒災害の原因になりがちです。
- スイングドア自体を無くし、**自動ドアに変える**、あるいは**窓を付けて**ドアの反対側を確認できるようにする等、できるだけ設備的な対策を講じましょう。
- 「左側通行」、「右側通行」等のルールを定める場合は、できるだけ**統一**のものにしましょう。また**注意喚起の表示方法等もわかり易く**統一し、守りやすいものにしましょう。

扉前のスペースを確保しましょう。



- 冷蔵庫の前やトイレなど出入口が開き戸の場合、通行者や人との接触の恐れが高くなります。
- 扉を開く面積が少なくてすむ**「引き戸」**に交換するなどの方法がもっとも確実です。
- これらが行えない場合は、**整理整頓**をし、出入口などの扉前の**スペースを十分確保**しましょう。
- 出入口など扉の目に入りやすい位置に、目立つように**「扉開閉注意」**、床面に**開閉面積の図示**など**注意喚起の表示**をしましょう!

階段からの転落に注意しましょう。



- 階段から転落する災害はとても多く、一向に後を絶ちません。
- 前方や足元が見えなくなるような**荷物の持ち方**をしないようにしましょう。
- 走らず、**手すりを持って**昇降しましょう。



点検・チェックしてみましょう。

点検・チェック項目一覧

1 各作業場所・ラインについて

- 通路、階段、出口に物を放置せず、安全な通路が確保されていますか？
- こまめに床の水たまりや氷、油、粉類などを放置せず、その都度取り除いていますか？
- 安全に移動できるように十分な明るさ照度（明るい照明）が確保されていますか？
- ごみ箱や台車などが決められた場所に、決められた方法で置かれていますか？
- つまずき、すべり等転倒の危険のない状態に保持されていますか？
- 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうどよいサイズのものを選んで履かせていますか？
- ゴムマットなど床面に設置した物がめくれたり、用具が作業台からはみ出した箇所や排水溝のフタなどが開けたままで放置されていませんか？

2 安全教育の実施について

- ヒヤリハット情報などを活用し、ぬれている箇所や、階段・段差、片づけられていない場所などの転倒のおそれの高い場所などを示した危険マップを作成し、周知していますか？
- 廊下や階段を走らない、前方が見えなくなるような荷物の持ち方をしないなどの不安全行動をしないよう教育されていますか？
- 脚立やはしごに乗っての荷の取り降ろしは補助者と一緒に行わせていますか？
- ポケットに手を入れたまま歩いたり、ながら携帯や歩きスマホを禁止していますか？
- 作業者の後方を通行する場合、お声がけをするよう教育されていますか？
- ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れてますか？
- 厚生労働省の転倒災害防止用の視聴覚教材などを活用した教育を実施していますか？

3 不安全行動の撲滅について

- 事業主、安全スタッフ、責任者自ら安全行動を実践されていますか？
- 不安全行動を見つけた場合、その場で注意していますか？
- 不安全行動をしない、させないための対策を講じていますか？

4 安全意識の高揚について

- 「小走りをやめ、足元に注意して転倒災害をなくそう！」など、作業場内の目立つ場所に転倒災害防止のための「安全標語」などが掲げられていますか？
- 段差のある箇所や凹凸が生じた箇所、滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか？
- 全員が安全活動に参画していますか？

こちらも
ご覧ください

- 職場のあんぜんサイト ⇒ STOP転倒災害プロジェクト
- 厚生労働省 転倒災害防止対策 ●エイジアクション100
- 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
- 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

検索